

平成28年9月8日

学校法人理事長 }  
私立中学校長 } 殿  
私立高等学校長 }

一般財団法人 東京私立中学高等学校協会  
会 長 近 藤 彰 郎

### 平成28年度優秀教員表彰候補者の推薦について

当協会では、私立学校教育において功績顕著で教育実績を挙げている教育職員の意欲向上と、さらなる活躍を期待するため、優秀教員の表彰を行います。つきましては、下記により優秀教員表彰候補者のご推薦をお願いいたします。

#### 記

#### 1 推薦基準（表彰等規程第5条）

(1)から(3)の要件をすべて満たす方のご推薦をお願いします。

(1) 現に専任教員であること。

(2) 平成28年4月1日において同一学校（同一法人を含む。）の教職経験10年以上かつ35歳以上の者であること。

(3) 勤務実績が良好でかつ過去に懲戒処分等の罰を受けていない者であること。

#### 2 選考基準（表彰等規程第6条）は、次の(1)～(6)ですので、該当する番号を、候補者調書（様式2）に記入してください。

(1) 学習指導において良く研究し、教育上、功績顕著な者

(2) クラブ活動、部活動、生徒会活動等の生徒指導、保健指導、進路指導等に努め、教育上、功績顕著な者

(3) 特別支援教育に従事し、顕著な教育成果を上げた者

(4) 本協会が主催する研究会、研修会において企画・立案・実施に携わり、功績顕著な者

(5) 私学教員適性検査の検査員を経験し、功績顕著な者

(6) その他私立学校教育において、他の教員の模範となるような実践を行い、功績顕著な者

#### 3 被表彰者の推薦及び決定（表彰等規程第7条）

被表彰者の推薦人数は、原則として、中学校1名以内、高等学校1名以内で、理事長又は校長が推薦し、常任理事会の審査を経て会長が決定します。（中学校2名、高校0名の推薦はできません。）

決定後、協会から各学校に被表彰者氏名を後日連絡いたします。（12月下旬）

#### 4 提出書類（様式は東京私学教育研究所HP「優秀教員表彰」からダウンロードできます。）

(1) 推薦候補者名簿（様式1）

(2) 優秀教員表彰候補者調書（様式2）

#### 5 提出期限

**平成28年10月14日（金）（必着）**

#### 6 表彰式（表彰等規程第9条）（名簿確定後、学校を通じて表彰式の出席の問い合わせをいたします。）

平成29年1月12日（木） 11時00分より アルカディア市ヶ谷

#### 7 提出先・提出方法（該当者がいない場合も、「該当者なし」として全校必ず提出してください。）

FAX又は郵送若しくはメールに添付して提出してください。

FAX 03-3263-0560

住 所 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館4階

一般財団法人東京私立中学高等学校協会

#### 【担当・問合せ先】

一般財団法人東京私立中学高等学校協会 事務局（板澤・細川・今井）

電話 03-3263-0541

E-mail : itasawa@tokyoshigaku.com

(参考資料)

## 表彰等規程 (抜粋)

### 第2章 優秀教員表彰

(被表彰者)

第5条 被表彰者は、会員校の教員であり、かつ、学校教育に関し功績顕著で、次の要件を満たす者とする。

- (1) 現に専任教員であること。
- (2) 推薦年度の4月1日時点において、同一学校(同一法人を含む。)の教職経験10年以上かつ35歳以上の者であること。
- (3) 勤務実績が良好でかつ過去に懲戒処分等の罰を受けていない者であること。
- (4) 過去に本条に基づく表彰を受けていない者であること。

(選考基準)

第6条 主として次に該当する者を基準として選考する。

- (1) 学習指導においてよく研究し、教育上、功績顕著な者
- (2) 学校におけるクラブ活動、部活動、生徒会活動等の生徒指導、保健指導、進路指導等に努め、教育上、功績顕著な者
- (3) 特別支援教育に従事し、顕著な教育成果を上げた者
- (4) 本協会が主催する研究会、研修会において企画・立案・実施に携わり、功績顕著な者
- (5) 私学教員適性検査の検査員を経験し、功績顕著な者
- (6) その他私立学校教育において、他の教員の模範となるような実践を行い、功績顕著な者

(被表彰者の推薦及び決定)

第7条 被表彰者の人数は、原則として、中学校1名以内、高等学校1名以内で、理事長又は校長が様式1及び様式2により推薦し、常任理事会の審査を経て会長が決定する。

(名簿の作成)

第8条 会長は、優秀教員表彰者名簿を作成する。

- 2 被表彰者が表彰を受けた後、学校教育法第9条の欠格条項に該当した場合、教育職員免許法第10条の免許の失効又は同法第11条の免許の取上げ等をされた場合、会長は、その者を名簿から削除することができる。

(表彰の時期)

第9条 第4条の表彰の時期は、その都度、会長が定める。